

証券コード 3659
平成26年3月10日

株 主 各 位

東京都中央区新川二丁目3番1号
株 式 会 社 ネ ク ソ ン
代表取締役社長 崔 承 祐

第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第12回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成26年3月24日（月曜日）午後7時までには到着するようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成26年3月25日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区大手町一丁目7番2号
東京サンケイビル内 大手町サンケイプラザ 4階ホール
3. 目的事項
報告事項
 1. 第12期（平成25年1月1日から平成25年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第12期（平成25年1月1日から平成25年12月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 取締役5名選任の件
- 第2号議案 取締役報酬額改定の件
- 第3号議案 当社取締役（社外取締役を除く）及び当社従業員等に対し株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行する件
- 第4号議案 当社取締役及び当社従業員等に対しストック・オプションとして新株予約権を発行する件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

当社は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、事業報告の業務の適正を確保するための体制、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより開示しておりますので、本株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<http://ir.nexon.co.jp/stock/meeting.html>)

(提供書面)

事業報告

(平成25年1月1日から
平成25年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、総じて緩やかな回復傾向が続きました。米国では、企業業績・雇用とも堅調で個人消費も底堅く推移するなど、景気の改善が続きました。欧州も景気の回復が進みましたが、厳しい雇用情勢が続き、マイナス成長に陥る国もあるなど、回復のペースは緩やかなものとなりました。アジア経済は、国によって程度の差こそあるものの、中国経済の持ち直しを受け、輸出環境が改善したことにより、全体として景気は堅調に推移しました。我が国の経済も、企業が円安の進行や公共投資増加の恩恵を受け改善したことに加え、個人消費も緩やかに増加するなど経済の回復が進みました。

当社グループは、PCオンラインゲーム事業及びモバイルゲーム事業を展開し、ユーザーの皆様楽しんでいただけるハイクオリティのゲームの開発、コンテンツの獲得、新規タイトルの配信に努めるとともに、既存タイトルのアップデートを推し進めてまいりました。

上記の結果、当連結会計年度の売上収益は155,338百万円(前期比43.3%増)、営業利益は50,705百万円(同7.3%増)、税引前当期利益は48,648百万円(同12.3%増)、親会社の所有者に帰属する当期利益は30,132百万円(同6.5%増)となりました。

報告セグメントの業績は、次のとおりであり、外部顧客に対する売上収益を示しております。

イ. 日本

日本では、PCオンラインゲームの既存タイトルは一部を除いて減収となりました。一方、モバイルゲームでは、平成24年12月期の第4四半期より完全子会社化した株式会社gloopsのサービスが奏功し、売上収益は36,399百万円(前期比89.7%増)、セグメント利益は3,689百万円(同

49.8%増)となりました。

ロ. 韓国

韓国では、『アラド戦記』 (*Dungeon&Fighter*) の好調な推移とともに、同タイトルの中国パブリッシャーからのロイヤリティ収入が大きく増加したことや、『サドンアタック』 (*Sudden Attack*) の良好なパフォーマンス、さらには、新規タイトル『FIFAオンライン3』 (*FIFA Online 3*) が大きく売上に寄与するとともに、円安による恩恵もあったことから売上収益は106,423百万円 (前期比35.7%増)、セグメント利益は56,288百万円 (同21.7%増) となりました。

ハ. 中国

中国では、中国国内におけるPCオンラインゲーム市場の好調に伴い、コンサルティング収入が増加したことに加え、円安の恩恵もあり、売上収益は4,781百万円 (前期比28.2%増)、セグメント利益は3,028百万円 (同21.8%増) となりました。

ニ. 北米

北米地域におきましては、既存ゲームタイトルは一部を除き減収となりました。売上収益は5,521百万円 (前期比9.0%増)、セグメント損失は1,406百万円 (前期は882百万円の損失) となりました。

ホ. その他

その他地域におきましては、売上収益は2,214百万円 (前期比11.3%増)、セグメント利益は74百万円 (同83.4%減) となりました。

なお、ユーザー所在地別売上収益は、中国63,914百万円（前期比32.2%増）、韓国42,999百万円（同49.7%増）、日本36,354百万円（同89.4%増）、北米5,428百万円（同0.9%増）、その他6,643百万円（同1.5%減）となりました。

地 域	当 連 結 会 計 年 度	
	金 額	構 成 比
中 国	63,914 百万円	41.1 %
韓 国	42,999	27.7
日 本	36,354	23.4
北 米	5,428	3.5
そ の 他	6,643	4.3
合 計	155,338	100.0

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は、13,343百万円であります。

その主な内訳は、子会社であるネクソン・코리아・コーポレーションのビル建設費用7,802百万円（バンギョ地区）とPCオンラインゲーム及びモバイルゲーム用設備（サーバー設備等）2,431百万円、及び自社利用ソフトウェア（ゲーム関連等）704百万円であります。

③ 資金調達の状況

当社連結子会社の株式会社gloopsは、運転資金の調達のため、株式会社三井住友銀行より長期借入金として2,500百万円の調達を実施いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社連結子会社のネオプル・インクは、平成25年9月12日を効力発生日として、シング・ソフト・インクの株式を追加取得し、完全子会社化いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 9 期 (平成22年 12月期)	第 10 期 (平成23年 12月期)	第 11 期 (平成24年12月期)		第 12 期 (平成25年 12月期)
	日本基準	日本基準	日本基準	IFRS	IFRS
売上高又は売上収益 (百万円)	69,781	87,613	108,448	108,393	155,338
営業利益 (百万円)	-	-	-	47,267	50,705
経常利益 (百万円)	28,479	36,905	44,541	-	-
税引前当期利益 (百万円)	-	-	-	43,324	48,648
当期純利益又は親会 社の所有者に帰属す る当期利益 (百万円)	21,638	25,755	25,401	28,283	30,132
1株当たり当期純利益又は基 本的1株当たり当期利益 (円)	6,131.79	71.65	58.71	65.37	68.83
総資産又は資産合計 (百万円)	123,717	235,765	313,928	320,188	418,851
純資産又資本合計 (百万円)	66,904	177,886	214,925	222,245	313,059
1株当たり純資産額又は 1株当たり親会社所有者 帰属持分 (円)	17,714.50	408.28	483.45	502.20	702.14

- (注) 1. 第10期である平成23年7月21日付で、普通株式1株につき100株の割合をもって株式分割しております。なお、1株当たり当期純利益は、株式分割が期首に行われたものとして算出しております。
2. 当社は第10期より会社法第444条に定める連結計算書類を作成しております。したがいまして、第9期の数値につきましては同条第4項に規定する監査役及び会計監査人の監査を受けていない連結計算書類に基づくものであります。
3. 当社は第12期より国際会計基準 (IFRS) に基づいて連結計算書類を作成しております。また、第11期につきましては、従来の日本基準に基づいた数値とIFRSに基づいた数値を併記しております。なお、第9期、第10期及び第11期の日本基準における営業利益は、IFRSにおける営業利益と算定方法が異なるため記載しておりません。
4. 1株当たり当期純利益又は基本的1株当たり当期利益は、当期純利益又は親会社の所有者に帰属する当期利益を、当期の発行済普通株式の加重平均株式数で除して算定しております。当該発行済普通株式の加重平均株式数には、当社グループが自己株式として保有している普通株式は含まれません。
5. 1株当たり純資産額又は1株当たり親会社所有者帰属持分は、純資産から新株予約権及び少数株持分を控除した額又は親会社の所有者に帰属する持分を、当期末発行済普通株式総数で除して算定しております。当該発行済普通株式総数には、当社グループが自己株式として保有している普通株式は含まれません。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社はエヌエックスシー・コーポレーションで、同社は当社の株式198,631千株（議決権比率45.21%）を保有しております。

エヌエックスシー・コーポレーション及び当社グループを除く同社の子会社は、投資事業その他当社グループの主力事業であるPCオンラインゲーム事業と関連のない事業を行っており、エヌエックスシー・コーポレーションは、当社グループのPCオンラインゲーム事業と競合する事業を行わない旨の競業禁止契約を当社と締結しております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ネクソン・コリア・コーポレーション	32,000百万 韓国ウォン	100%	PCオンラインゲームの開発・韓国におけるPCオンラインゲームの配信及び出版ライセンス事業
ルシアン・ソフトウェア・開発・カンパニー・リミテッド	4,100千 米ドル	100%	中国国内の配信会社に対する必要なインフラの提供及びゲーム配信に必要なコンサルティング事業
ネクソン・アメリカ・インク	210 米ドル	100%	北米圏でのPCオンラインゲームの配信事業
ネクソン・ヨーロッパ・S A R L	1,500千 ユーロ	100%	欧州でのPCオンラインゲームの配信事業
ネオブル・インク	181百万 韓国ウォン	100%	PCオンラインゲームの開発事業
株式会社g l o o p s	26百万円	100%	ソーシャルアプリケーション事業

(4) 対処すべき課題

当社グループは、将来にわたる成長を遂げるため、以下の事項を対処すべき課題として取り組んでいく方針であります。

① 魅力ある高品質な新規ゲームタイトルの提供及び配信中のゲームタイトルへのコンテンツアップデートの実施

ゲーム事業において優劣を決するのは、言うまでもなくコンテンツの質です。『アラド戦記』や『メイプルストーリー』をはじめとする当社グループがこれまで蓄積してきた人気ゲームタイトルに安住することなく、ユーザーの皆様へ支持されるコンテンツを創出、提供し続けるために、当社グループはゲーム運営力の強化に加えて、当社グループ内におけるゲーム開発力の強化、他のゲーム開発会社との共同開発を含めた事業提携、実績あるゲーム開発会社の買収等により、当社の経営理念にもある「最高の楽しさと特別な経験」をユーザーの皆様へ提供できるよう、新たなゲームタイトルをリリースするとともに、既存のゲームタイトルにおいては魅力的なコンテンツアップデートを実施できるよう、開発・配信のための基盤をさらに強化してまいります。

② 日本及び欧米事業の強化

当社グループが、日本事業において対処すべき課題としては、モバイルゲーム市場の中でも特に成長著しいネイティブアプリ市場における収益を増大させることです。そのため当社グループは平成26年12月期には、モバイルのブラウザゲームの開発者をネイティブアプリの開発へと移行させるなど、ネイティブアプリの開発力強化を図ってまいります。

当社グループが、欧米事業において対処すべき課題は以下のとおりです。欧米市場は、当社グループにとって事業機会は大きいものの、連結売上高に占める割合は10%未満となっております。今後、欧米市場では基本プレイ無料型のゲームの人气が一層拡大する可能性があり、当社グループにとっても収益拡大の余地があります。そのため、当社グループは欧米における有力企業とのパートナーシップや、有力コンテンツの確保、新たなIPに関する配信契約を締結することなどを通じて、一層の収益拡大を図ってまいります。

③ 情報セキュリティの強化

当社グループがサービスを提供するPCオンラインゲームやモバイルゲームは、情報システムを介してゲームデータやユーザーの個人情報を取り扱うサ

ービスであるため、外部者からの不正アクセスや不正利用等を防止するための高度な情報システム基盤や適切な内部情報管理組織を含む情報セキュリティ体制の強化が求められております。

当社グループでは、これまでも情報セキュリティに関するグループ横断的な組織の強化や最新の情報システムの導入などを通じて、情報セキュリティ体制を強化してまいりましたが、ユーザーの皆様安心して当社グループのサービスを楽しんでいただけるよう、引き続き、情報セキュリティ体制全般の強化に注力してまいります。

(5) 主要な事業内容（平成25年12月31日現在）

PCオンラインゲーム事業及びモバイルゲーム事業

(6) 主要な営業所及び工場（平成25年12月31日現在）

会 社 名	営業所及び工場	所 在 地
当 社	本 店	東京都中央区
ネ ク ソ ン ・ コ リ ア ・ コ ー ポ レ ー シ ョ ン	本 店	韓国京畿道城南市
ルシアン・ソフトウェア・デベロップメント・カンパニー・リミテッド	本 店	中国上海市
ネ ク ソ ン ・ ア メ リ カ ・ イ ン ク	本 店	米国カリフォルニア州
ネ ク ソ ン ・ ヨ ー ロ ッ パ ・ S A R L	本 店	ルクセンブルク大公国 ルクセンブルク広域行政区
ネ オ プ ル ・ イ ン ク	本 店	韓国ソウル市
株 式 会 社 g l o o p s	本 店	東京都港区

(7) 使用人の状況（平成25年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
4,661 (295) 名	474名増 (6名増)

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 最近1年間における従業員数の増加は、主としてシング・ソフト・インクの買収に係る77名及び業容拡大に伴う当社グループ各社の期中採用によるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
266名	15名増	32.4歳	3.3年

(8) 主要な借入先の状況（平成25年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	43,572百万円
株式会社りそな銀行	117百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成25年12月31日現在）

① 発行可能株式総数 1,400,000,000株

② 発行済株式の総数 439,343,900株

（注）ストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は3,804千株増加しております。

③ 株主数 10,755名

④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数（千株）	持株比率（％）
エヌエックスシー・コーポレーション	198,631	45.21
エヌエックスエムエイチ・ビー・ ブイ・ピー・エー	72,593	16.52
CBHK-KOREA SECURITIES DEPOSITORY- S A M S U N G	19,944	4.54
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	11,182	2.55
徐 旻	10,557	2.40
日本トラスティ・サービス信託銀行株 式 会 社 （ 信 託 口 ）	6,992	1.59
日本マスタートラスト信託銀行株式会 社 （ 信 託 口 ）	6,774	1.54
C B N Y - O R B I S S I C A V	6,158	1.40
C B N Y - O R B I S F U N D S	4,749	1.08
N O R T H E R N T R U S T C O . (A V F C) S U B A / C 5 2 2 0	4,589	1.04

（注）持株比率は、自己株式（83株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成25年12月31日現在）

		第 1 回 新 株 予 約 権	第 2 - 1 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		平成19年 8 月 23 日	平成21年 9 月 28 日
新 株 予 約 権 の 数		1,000個	300個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式 1,000,000株 (新株予約権 1 個につき 1,000株)	普通株式 300,000株 (新株予約権 1 個につき 1,000株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 1 個当たり 153,000円 (1 株当たり 153円)	新株予約権 1 個当たり 300,000円 (1 株当たり 300円)
権 利 行 使 期 間		平成23年12月14日から 平成27年 9 月 30 日まで	平成23年12月14日から 平成27年 9 月 30 日まで
主 な 行 使 条 件		注 1、2	注 1、2
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 1,000個 目的となる株式数 1,000,000株 保有者数 1人	新株予約権の数 300個 目的となる株式数 300,000株 保有者数 1人
	社外取締役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一人	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一人
	監 査 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一人	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一人

(注) 1. 原則として、新株予約権者が割当日以降行使の日まで継続して当社又はその子会社の役員又は従業員としての地位を有していない場合は新株予約権を行使できません。

2. 新株予約権の一部行使はできません。

		第 3 - 1 回新株予約権	第 3 - 3 回新株予約権		
発行決議日		平成22年10月20日	平成23年6月17日		
新株予約権の数		200個	67個		
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式 200,000株 (新株予約権1個につき 1,000株)	普通株式 67,000株 (新株予約権1個につき 1,000株)		
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 640,000円 (1株当たり 640円)	新株予約権1個当たり 640,000円 (1株当たり 640円)		
権利行使期間		平成23年12月14日から 平成27年9月30日まで	平成23年12月14日から 平成27年9月30日まで		
主な行使条件		注1、2	注1、2		
役員 の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数	200個	新株予約権の数	67個
		目的となる株式数	200,000株	目的となる株式数	67,000株
		保有者数	2人	保有者数	1人
	社外取締役	新株予約権の数	一個	新株予約権の数	一個
		目的となる株式数	一株	目的となる株式数	一株
		保有者数	一人	保有者数	一人
監査役	新株予約権の数	一個	新株予約権の数	一個	
	目的となる株式数	一株	目的となる株式数	一株	
	保有者数	一人	保有者数	一人	

- (注) 1. 原則として、新株予約権者が割当日以降行使の日まで継続して当社又はその子会社の役員又は従業員としての地位を有していない場合は新株予約権を行使できません。
2. 新株予約権の一部行使はできません。

		第 5 - 1 回新株予約権	第 6 回新株予約権		
発行決議日		平成24年8月17日	平成25年4月22日		
新株予約権の数		920個	250個		
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式 920,000株 (新株予約権1個につき 1,000株)	普通株式 250,000株 (新株予約権1個につき 1,000株)		
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは 要しない	新株予約権1個当たり944,000 円		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 1,367,000円 (1株当たり 1,367円)	新株予約権1個当たり 1,000円 (1株当たり 1円)		
権利行使期間		(税制適格ストック・オプション) 平成26年8月19日から 平成30年9月5日まで (税制非適格ストック・オプション) 平成24年9月6日から 平成30年9月5日まで	平成25年5月7日から 平成55年5月6日まで		
主な行使条件		注1、2	注2、3、4		
役員 の 保有状況	取締役 (社外取締役を 除く)	新株予約権の数	900個	新株予約権の数	250個
		目的となる株式数	900,000株	目的となる株式数	250,000株
		保有者数	3人	保有者数	3人
	社外取締役	新株予約権の数	20個	新株予約権の数	一個
		目的となる株式数	20,000株	目的となる株式数	一株
	保有者数	2人	保有者数	一人	
監査役	新株予約権の数	一個	新株予約権の数	一個	
	目的となる株式数	一株	目的となる株式数	一株	
保有者数	一人	保有者数	一人		

- (注) 1. 原則として、新株予約権者が割当日以降行使の日まで継続して当社又はその子会社の役員又は従業員としての地位を有していない場合は新株予約権を行使できません。
2. 新株予約権の一部行使はできません。
3. 権利行使期間に定める期間内において、取締役を退任した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り(ただし、米国に居住する新株予約権者については、退任した日の属する暦年中に限る)、新株予約権を行使することができるものとします。
4. 取締役を解任された場合は、付与個数の全てが行使できなくなります。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

- ③ その他新株予約権等の状況

平成26年2月20日開催の当社取締役会にて、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、ストック・オプションとして新株予約権の発行について決議し、下記のとおり付与いたしました。

1. 新株予約権付与対象者の区分及び人数

当社取締役（社外取締役2名を含む） 5名

当社従業員 20名

当社完全子会社取締役 14名

当社完全子会社従業員 190名

当社その他の子会社取締役 4名

当社その他の子会社従業員 26名

2. 新株予約権の総数

12,999個

3. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 12,999,000株

4. 発行価格

本新株予約権と引換えに金銭の払い込みは必要としない。

5. 新株予約権の付与日

平成26年3月3日

6. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は従業員の地位にあることを要します。ただし、当社又は当社子会社の取締役又は従業員が退任若しくは退職、解任若しくは解雇（ただし、懲戒解雇若しくはこれに準ずる場合を除く）又は死亡若しくは障害により取締役又は従業員の地位を喪失した場合その他取締役会が別途定めるその他正当な理由のある場合はこの限りではありません。

7. 新株予約権の行使期間

平成26年3月3日に始まり平成36年3月2日までの期間とします。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とします。

(3) 会社役員 の 状 況

① 取締役及び監査役の状況（平成25年12月31日現在）

地 位 及 び 担 当	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	崔 承 祐	ルシアン・ソフトウェア・デベロップメント・カンパニー・リミテッド取締役 ネクソン・ヨーロッパ・SARL取締役 株式会社gloops取締役
取締役 CFO兼管理本部長	オーウェン・マホニー	ネクソン・コリア・コーポレーション取締役 ネクソン・アメリカ・インク取締役 株式会社インプルー取締役 株式会社gloops取締役
取締役	朴 智 援	ネクソン・アメリカ・インク取締役 ネクソン・ヨーロッパ・SARL取締役 ネオブル・インク取締役 ファイブ・アンツ・ゲームズSL取締役
取締役	金 正 宙	エヌエックスシー・コーポレーション代表取締役
取締役	本 多 慧	株式会社スプライン・ネットワーク取締役
取締役	国 谷 史 朗	弁護士法人大江橋法律事務所代表社員
常勤監査役	田 中 利 重	
監 査 役	大 友 巖	大友会計事務所代表
監 査 役	森 亮 二	弁護士法人英知法律事務所社員

- (注) 1. 取締役本多慧氏及び取締役国谷史朗氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役田中利重氏、監査役大友巖氏及び監査役森亮二氏は、社外監査役であります。
3. 監査役大友巖氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、監査役森亮二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 事業年度中に退任した取締役

該当事項はありません。

③ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員数 (名)	報酬等の総額 (百万円)
取 締 役 (うち社外取締役)	6 (2)	485 (14)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (3)	13 (13)
合 計 (うち社外役員)	9 (5)	498 (27)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成23年3月30日開催の第9回定時株主総会において、年額500百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また別枠で、平成25年3月26日開催の第11回定期株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額1,000百万円以内、及び株式報酬型ストック・オプション報酬額として年額250百万円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成23年3月30日開催の第9回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。
4. 取締役の報酬等の額には、以下のものが含まれております。
- ・ストック・オプションによる報酬額345百万円（うち社外取締役2名に対し2百万円）

ロ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

ハ. 社外役員が親会社又は子会社から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役本多慧氏は、株式会社スプライン・ネットワークの取締役及びソフトウェア・イメージング・テクノロジー・リミテッドの取締役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

取締役国谷史朗氏は、弁護士法人大江橋法律事務所代表社員であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

監査役大友巖氏は、大友会計事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

監査役森亮二氏は、弁護士法人英知法律事務所社員であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役本多慧	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。必要に応じ、ゲーム業界での豊富な経験から、議案・審議全般について発言を行っております。
取締役国谷史朗	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持や議案の法的問題について発言を行っております。
常勤監査役田中利重	当事業年度に開催された取締役会17回及び監査役会12回の全てに出席いたしました。必要に応じ、常勤監査役としての見地から、議案・審議全般について発言を行っております。
監査役大友巖	当事業年度に開催された取締役会17回及び監査役会12回の全てに出席いたしました。必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から、月次実績や企業買収について発言を行っております。
監査役森亮二	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回、監査役会12回のうち10回に出席いたしました。必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持や議案の法的問題について発言を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項及び当社定款第28条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

また、当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項及び当社定款第36条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

これらの契約に基づく損害賠償責任の限度額は、240万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

ニ. 記載内容についての社外役員の意見

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 あらた監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	82百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額(注) 2.	241百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく会計監査人としての監査の報酬と金融商品取引法に基づく監査の報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の連結子会社であるネクソン・コリア・コーポレーション他9社は、当社の会計監査人と同一のネットワークに属しているプライスウォーターハウスクーパースの監査を受けており、当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額には、当該監査報酬を含めております。

③ 非監査業務の内容

当社の連結子会社であるルシアン・ソフトウェア・デベロップメント・カンパニー・リミテッド、エヌドアーズ・コーポレーション、ネクソン・アメリカ・インク及びゲームハイ・カンパニー・リミテッドは、税務関連業務等についての対価をそれぞれ支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、会社法第459条第1項に基づき、剰余金の配当等につきまして取締役会の決議により定める旨を定款で規定しております。

株主への利益の還元が重要な経営課題であると認識し、経営実績、収益見通し等を慎重に検討したうえで、業績の進展状況に応じて安定的に利益還元を行う予定であります。現状においては、経営基盤の強化と今後の事業領域の充実を目的とした既存事業の拡大や新規事業の展開、M&A又はゲーム著作権の取得等、将来の成長に向けた積極的な事業展開を図るための資金の有効投資と株主への利益の還元とのバランスを考慮してまいりたいと考えております。

当期の期末配当につきましては、平成26年2月20日開催の当社取締役会にて、1株当たり5円の配当を行うことを決議いたしました。

連 結 財 政 状 態 計 算 書

(平成25年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金額	科 目	金額
(資 産)		(負 債)	
流 動 資 産	217,799	流 動 負 債	50,453
現金及び現金同等物	138,843	仕入債務及びその他の債務	10,063
営業債権及びその他の債権	22,469	繰 延 収 益	9,356
そ の 他 の 預 金	43,409	借 入 金	13,408
そ の 他 の 金 融 資 産	2,265	未 払 法 人 所 得 税	8,502
そ の 他 の 流 動 資 産	6,126	そ の 他 の 金 融 負 債	812
売却目的で保有する資産	4,687	引 当 金	1,248
非 流 動 資 産	201,052	そ の 他 の 流 動 負 債	7,064
有 形 固 定 資 産	22,080	非 流 動 負 債	55,339
の れ ん	45,802	繰 延 収 益	4,778
無 形 資 産	26,653	借 入 金	34,605
持分法で会計処理している投資	2,560	そ の 他 の 金 融 負 債	2,248
そ の 他 の 金 融 資 産	98,642	引 当 金	305
そ の 他 の 非 流 動 資 産	1,144	そ の 他 の 非 流 動 負 債	1,181
繰 延 税 金 資 産	4,171	繰 延 税 金 負 債	12,222
		負 債 合 計	105,792
		(資 本)	
		親会社の所有者に帰属する持分合計	308,482
		資 本 金	51,952
		資 本 剰 余 金	50,688
		自 己 株 式	△0
		その他の資本の構成要素	74,468
		利 益 剰 余 金	131,374
		非 支 配 持 分	4,577
		資 本 合 計	313,059
資 産 合 計	418,851	負 債 及 び 資 本 合 計	418,851

連 結 損 益 計 算 書

(平成25年1月1日から)
(平成25年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 収 益	155,338
売 上 原 価	△ 34,150
売 上 総 利 益	121,188
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	△ 59,575
そ の 他 の 収 益	1,637
そ の 他 の 費 用	△ 12,545
営 業 利 益	50,705
金 融 収 益	3,237
金 融 費 用	△ 5,199
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	△ 95
税 引 前 当 期 利 益	48,648
法 人 所 得 税 費 用	△ 18,343
当 期 利 益	30,305
(当 期 利 益 の 帰 属)	
親 会 社 の 所 有 者 に 帰 属	30,132
非 支 配 持 分 に 帰 属	173
当 期 利 益	30,305

連結持分変動計算書

(平成25年1月1日から)
(平成25年12月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分						非支配 持分	資 本 合 計
	資本金	資 本 剰余金	自 己 株 式	そ の 他 の 資 本 の 構 成 要 素	利 益 剰余金	合 計		
資 本 (期 首)	51,342	50,188	-	11,905	105,293	218,728	3,517	222,245
当 期 利 益	-	-	-	-	30,132	30,132	173	30,305
そ の 他 の 包 括 利 益	-	-	-	61,874	-	61,874	840	62,714
当 期 包 括 利 益 合 計	-	-	-	61,874	30,132	92,006	1,013	93,019
新 株 の 発 行	610	610	-	-	-	1,220	-	1,220
新 株 発 行 費 用	-	△ 4	-	-	-	△ 4	-	△ 4
配 当 金	-	-	-	-	△ 4,370	△ 4,370	-	△ 4,370
株 式 に 基 づ く 報 酬 取 引	-	-	-	1,008	-	1,008	-	1,008
非 支 配 持 分 の 取 得 及 び 処 分	-	△ 106	-	-	-	△ 106	47	△ 59
自 己 株 式 の 取 得	-	-	△ 0	-	-	△ 0	-	△ 0
そ の 他 の 資 本 の 構 成 要 素 か ら 利 益 剰 余 金 へ の 振 替	-	-	-	△ 319	319	-	-	-
所 有 者 と の 取 引 額 合 計	610	500	△ 0	689	△ 4,051	△ 2,252	47	△ 2,205
資 本 (期 末)	51,952	50,688	△ 0	74,468	131,374	308,482	4,577	313,059

貸借対照表

(平成25年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	45,632	流 動 負 債	13,103
現金及び預金	32,367	買掛金	566
売掛金	1,144	1年内返済予定の長期借入金	9,934
前払費用	138	未払金	340
関係会社短期貸付金	1,125	未払費用	352
未収配当金	9,045	未払消費税等	18
未収還付法人税等	722	賞与引当金	153
繰延税金資産	1,005	前受収益	904
その他	149	その他	836
貸倒引当金	△ 63	固 定 負 債	39,644
固 定 資 産	135,011	長期借入金	29,803
有 形 固 定 資 産	183	リース債務	35
建物附属設備	77	長期前受収益	451
車両運搬具	2	退職給付引当金	45
工具、器具及び備品	422	資産除去債務	11
減価償却累計額	△ 318	繰延税金負債	9,299
無 形 固 定 資 産	56	負 債 合 計	52,747
ソフトウェア	56	(純 資 産 の 部)	
その他	0	株 主 資 本	110,163
投 資 そ の 他 の 資 産	134,772	資本金	51,868
投資有価証券	82,484	資本剰余金	51,728
関係会社株式	48,943	資本準備金	1,728
関係会社長期貸付金	2,542	その他資本剰余金	50,000
長期前払費用	388	利 益 剰 余 金	6,567
その他	415	利益準備金	437
		その他利益剰余金	6,130
		繰越利益剰余金	6,130
		自 己 株 式	△ 0
		評価・換算差額等	15,844
		その他有価証券評価差額金	15,844
		新 株 予 約 権	1,889
		純 資 産 合 計	127,896
資 産 合 計	180,643	負 債 純 資 産 合 計	180,643

損 益 計 算 書

(平成25年1月1日から
平成25年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		
ゲーム売上	11,220	
その他	16	11,236
売 上 原 価		4,829
売 上 総 利 益		6,407
販売費及び一般管理費		7,275
営 業 損 失		868
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	69	
受 取 配 当 金	12,926	
為 替 差 益	1,109	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	36	
そ の 他	46	14,186
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	599	
株 式 交 付 費	4	
そ の 他	0	603
経 常 利 益		12,715
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	4,261	
減 損 損 失	190	4,451
税 引 前 当 期 純 利 益		8,264
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,267	
法 人 税 等 調 整 額	△ 542	725
当 期 純 利 益		7,539

株主資本等変動計算書

(平成25年1月1日から)
(平成25年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金				利 益 剰 余 金				自 己 株 式		
		資 準 備	本 金	そ の 他 資 剰 余 金	資 剰 余 金 計 合	利 準 備	そ の 他 資 剰 余 金 計 合	利 剰 余 金 計 合				
平成25年1月1日 期首	51,342	1,202	50,000	51,202	-	3,398	3,398	-	105,942			
事業年度中の変動額												
新株の発行	526	526		526					1,052			
剰余金の配当					437	△4,807	△4,370		△4,370			
当期純利益						7,539	7,539		7,539			
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)												
自己株式の取得										△0	△0	
事業年度中の変動額合計	526	526	-	526	437	2,732	3,169	△0	4,221			
平成25年12月31日 期末	51,868	1,728	50,000	51,728	437	6,130	6,567	△0	110,163			

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	評 価 差 額	換 算 差 額 等 計 合		
平成25年1月1日 期首		△9,555	△9,555	787	97,174
事業年度中の変動額					
新株の発行					1,052
剰余金の配当					△4,370
当期純利益					7,539
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	25,399		25,399	1,102	26,501
自己株式の取得					△0
事業年度中の変動額合計	25,399		25,399	1,102	30,722
平成25年12月31日 期末	15,844		15,844	1,889	127,896

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年2月17日

株式会社ネクソン

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 善 場 秀 明 ㊞

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 久 保 田 正 崇 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ネクソンの平成25年1月1日から平成25年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社ネクソン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年2月17日

株式会社ネクソン

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 善 場 秀 明 ㊞

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 久 保 田 正 崇 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ネクソンの平成25年1月1日から平成25年12月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年1月1日から平成25年12月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務遂行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あつた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あつた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年2月18日

株式会社ネクソン		監査役会	
常勤監査役 (社外監査役)	田 中	利 重	ⓐ
非常勤監査役 (社外監査役)	大 友	巖	ⓑ
非常勤監査役 (社外監査役)	森	亮 二	ⓒ

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する株 数の株数
1	オーウェン・ マホニー (昭和41年12月28日)	平成12年11月 エレクトロニック・アーツ・インク 主席副社長就任 平成21年9月 アウトスパーク・インク代表取締 役就任 平成22年8月 当社CFO就任（現任） 平成22年9月 当社取締役就任（現任） 平成22年11月 当社管理本部長就任（現任） 平成24年3月 ネクソン・コリア・コーポレーシ ョン取締役就任（現任） 平成24年7月 株式会社インブルー取締役就任 （現任） 平成24年8月 ネクソン・アメリカ・インク取締 役就任（現任） 平成25年1月 株式会社gloops取締役就任（現任） （重要な兼職の状況） ネクソン・コリア・コーポレーション取締役 ネクソン・アメリカ・インク取締役 株式会社インブルー取締役 株式会社gloops取締役	—

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する株数の 当社株式
2	バク ジウオン 朴 智 援 (昭和52年6月30日)	<p>平成15年6月 ネクソン・コーポレーション (現エヌエックスシー・コーポレーション) 入社</p> <p>平成18年5月 当社出向</p> <p>平成21年3月 ネクソン・ヨーロッパ・リミテッド取締役就任</p> <p>平成22年9月 当社取締役就任 (現任)</p> <p>平成22年11月 当社運用本部長就任</p> <p>平成22年11月 ネクソン・ヨーロッパ・SARL取締役就任 (現任)</p> <p>平成24年3月 ネオプル・インク取締役就任 (現任)</p> <p>平成24年8月 ネクソン・アメリカ・インク取締役就任 (現任)</p> <p>平成25年12月 ファイブ・アンツ・ゲームズSL取締役就任 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>ネクソン・アメリカ・インク取締役</p> <p>ネクソン・ヨーロッパ・SARL取締役</p> <p>ネオプル・インク取締役</p> <p>ファイブ・アンツ・ゲームズSL取締役</p>	—
3	キム ジョンジュ 金 正 宙 (昭和43年2月22日)	<p>平成6年12月 ネクソン・コーポレーション (現エヌエックスシー・コーポレーション) 取締役就任</p> <p>平成17年6月 同社代表取締役就任 (現任)</p> <p>平成17年10月 ネクソン・コーポレーション (現ネクソン・ 코리아・コーポレーション) 代表取締役就任</p> <p>平成21年3月 当社取締役就任</p> <p>平成22年3月 当社取締役辞任</p> <p>平成22年9月 当社取締役就任 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>エヌエックスシー・コーポレーション代表取締役</p>	—

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 株 式 の 株 数
4	ほ ん だ さ と し 本 多 慧 (昭 和 22 年 9 月 29 日)	昭 和 46 年 7 月 日 本 ビク ター 株 式 会 社 入 社 平 成 4 年 6 月 ビク ター エン ター テイ ン メ ン ト 株 式 会 社 取 締 役 就 任 平 成 4 年 12 月 エレ ク ト ロ ニ ッ ク ・ アー ツ ・ ビク ター 株 式 会 社 (現 エレ ク ト ロ ニ ッ ク ・ アー ツ 株 式 会 社) 代 表 取 締 役 就 任 平 成 10 年 8 月 アイ ド ス ・ イン タ ラ ク ティ ブ 株 式 会 社 代 表 取 締 役 就 任 平 成 21 年 12 月 株 式 会 社 ス プ ラ イ ン ・ ネ ッ ト ワー ク 取 締 役 就 任 (現 任) 平 成 22 年 11 月 ソ フ ト ウェ ア ・ イ メー ジ ン グ ・ テ ク ノ ロ ジー ・ リ ミ テ ッ ド 取 締 役 就 任 平 成 24 年 3 月 当 社 取 締 役 就 任 (現 任) (重 要 な 兼 職 の 状 況) 株 式 会 社 ス プ ラ イ ン ・ ネ ッ ト ワー ク 取 締 役	—

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する株式の株数
5	くにや しろう 国谷 史朗 (昭和32年2月22日)	昭和57年4月 弁護士登録 大江橋法律事務所入所 昭和62年7月 ニューヨーク州弁護士登録 平成9年6月 サンスター株式会社監査役就任 平成11年6月 公益財団法人田附興風会北野病院 監事就任(現任) 平成14年4月 弁護士法人大江橋法律事務所代表 社員(現任) 平成18年6月 日本電産株式会社監査役就任 平成21年6月 一般財団法人日本商事仲裁協会理 事就任(現任) 平成23年4月 公益財団法人日本センチュリー交 響楽団理事就任(現任) 平成23年4月 環太平洋法曹協会(IPBA)会長就 任 平成24年3月 当社取締役就任(現任) 平成24年6月 株式会社荏原製作所取締役就任 (現任) 平成25年6月 武田薬品工業株式会社監査役就任 (現任) 平成25年6月 ソニーフィナンシャルホールディ ングス株式会社取締役就任(現 任) (重要な兼職の状況) 弁護士法人大江橋法律事務所代表社員	—

(参考)

取締役候補者のうち、オーウェン・マホニー、朴智援、本多慧、国谷史朗の各氏は、本招集ご通知13ページから15ページ記載のとおり、新株予約権を保有しております。また、金正宙氏は、当社親会社エヌエックスシー・コーポレーション及びその子会社を通じて271,224千株(議決権比率61.73%)を実質的に保有しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 金正宙氏は、当社親会社であるエヌエックスシー・コーポレーションの代表取締役であります。
3. 本多慧氏及び国谷史朗氏は、社外取締役候補者であります。
4. (1) 本多慧氏を社外取締役候補者とした理由は、ゲーム業界における経営者としての知見に基づき、特に当社の事業に対するアドバイスを期待したものであります。
- (2) 国谷史朗氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての知見に基づき、特にコーポレート・ガバナンス、コンプライアンスについて進言してもらうことを期待したものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
5. 本多慧氏及び国谷史朗氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって両氏とも2年であります。
6. 当社は、本多慧氏及び国谷史朗氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第28条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、240万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、本多慧氏及び国谷史朗氏の再任が承認された場合には、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。

<第2号議案から第4号議案に関連して>

第2号議案から第4号議案は、取締役報酬に関連した議案ですので、当該議案と当社取締役報酬制度との関係につきまして、その概要をご説明いたします。

当社は、「Creativity + Globalization」を強みとし、今後も「No. 1 グローバル・オンライン・エンターテインメント・カンパニー」として、常にゲーム産業にトレンドを創出するのみならず、ゲームを基盤とした様々なエンターテインメント事業を通じ、全世界に向け最高の楽しさと特別な経験を提供し、遊びの文化をリードすることにより、成長を継続し、企業価値を向上することを経営理念としております。当社は、ゲーム業界におけるグローバルカンパニーとして、世界中の著名な優良企業と厳しい競争を行っており、その競争には、優秀な人材の獲得競争が含まれます。ユーザーの支持を得ることのできる製品やサービスを絶えず生み出し続けるためには、優秀な人材の獲得が必要不可欠です。グローバルな視点で経営陣に真に優秀な人材を獲得し、その関係を継続するために、取締役の報酬についても、グローバルな人材市場において相応の競争力があり、業績向上へのインセンティブとして有効に機能するものである必要があります。そこで、当社は、業績や株主価値との連動性を高めるとともに、グローバル市場における優秀な経営陣の獲得、企業競争力の強化及び経営の透明性向上につなげることを目的とした新たな取締役報酬制度を採用することとしました。

代表取締役を含む業務執行取締役の報酬は、現金報酬とストック・オプション報酬とで構成されます。このうち、現金報酬部分については、固定報酬と業績連動賞与とからなります。また、ストック・オプション報酬部分については、株式報酬型ストック・オプション（権利行使価額を新株予約権1個につき1円に設定した新株予約権）と通常のストック・オプション（権利行使価額を1株につき権利付与日における株式市場における株価に設定した新株予約権）とからなります。

社外取締役2名及び社内取締役1名から構成される報酬特別委員会は、国内外の代表的なゲーム会社の報酬水準との比較を行った上で、取締役会に対し取締役報酬の制度及び代表取締役を含む業務執行取締役の報酬水準についての提案を行いました。

代表取締役を含む業務執行取締役の報酬制度の設計に当たっては、企業価値・株主価値向上に対する要素をより明確に報酬に連動させることを念頭においております。現金報酬部分のうち業績連動賞与については、取締役会において定める客観的な評価指標の達成度を加味して支給します。また、ストック・オプション報酬部分については、その報酬そのものが株価と連動することとなります。なお、業績連動賞与は、評価指標を100%達成した場合、固定報酬よりも大きくなるようにしており、また、ストック・オプション報酬部分への期待金額は、現金報酬部

分の金額よりも大きくなるようにしております。

このうち、現金報酬部分（固定報酬及び業績連動賞与）について、第2号議案において、支給枠の改定をお願いしております。また、ストック・オプション報酬部分のうち、株式報酬型ストック・オプションについて、従業員等への付与と併せて第3号議案として付議いたしております。さらに、ストック・オプション報酬部分のうち、通常のストック・オプションについて、従業員等への付与と併せて第4号議案として付議いたしております。

なお、第3号議案と第4号議案に基づく両ストック・オプションについて、中長期的な視点に立って経営にあたることを念頭におき、当社の取締役への付与にあたっては、今後4年間にわたり権利が確定するように新株予約権付与契約において定めることを予定しております。

第2号議案 取締役報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成23年3月30日開催の第9回定時株主総会において、年額5億円以内とご決議いただき今日に至っております。今般、業績連動の反映度合いを強めた内容に当社取締役報酬制度を改定したことを踏まえ、また、グローバルな人材市場における報酬水準等諸般の事情を勘案し、本株主総会において、取締役の固定報酬額を年額4億円以内（うち、社外取締役分は年額4,000万円以内）、前記固定報酬額とは別枠で業績に応じて支払う取締役（社外取締役を除く）の業績連動賞与額を年額10億円以内と改定いたしたくお願いするものであります。

なお、取締役の報酬には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する報酬を含まないものといたします。

また、第1号議案「取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数は、5名（うち、社外取締役2名）となります。

なお、平成25年3月26日開催の第11回定時株主総会において、年額2億5千万円以内の範囲で株式報酬型ストック・オプションを発行することについてご決議いただいておりますが、当該報酬は、上記固定報酬額である年額4億円及び取締役の業績連動賞与額である年額10億円とは別枠といたします。

第3号議案 当社取締役（社外取締役を除く）及び当社従業員等に対し株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、株式報酬型ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、当社の取締役（社外取締役を除く）に対する新株予約権の割当につきましては、第2号議案及び第4号議案の報酬枠とは別枠で、取締役に対する報酬等として会社法第361条に定める事項も併せてご承認をお願いするものであります。なお、対象となる取締役の員数は、第1号議案「取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと3名となります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

本新株予約権の価値は、当社株価に連動するものであることから、本新株予約権を付与することにより、当社の中長期的な業績を当社グループ役職員の報酬に反映させ、株主の皆様と当社グループ役職員の利益とを一致させることができる。これにより、当社の取締役（社外取締役を除く）及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、業績向上と企業価値向上への貢献意欲や、株主重視の経営意識をより一層高めるためのインセンティブを与えることができ、さらにグローバルな視点で優秀な人材を確保することを目的とするものである。当社の取締役（社外取締役を除く）については、新しい取締役報酬制度の一部を構成するものとなる。

なお、本新株予約権の付与契約において、役職に応じた権利行使の条件を規定するため、中長期的な業績向上と株価上昇へのインセンティブとして機能するものである。

2. 新株予約権割当の対象者

当社の取締役（社外取締役を除く）及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員。

3. 本総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式5,000,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割（無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調

整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、合理的な範囲で株式数を調整するものとする。

(2) 発行する新株予約権の数

5,000個を上限とする。

なお、新株予約権1個あたりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、1,000株とする。ただし、(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、付与株式数についても同様の調整を行う。

(3) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権1個あたり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日から10年を経過する日までの期間とする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役又は従業員が退任若しくは退職、解任若しくは解雇（ただし、懲戒解雇若しくはこれに準ずる場合を除く。）又は死亡若しくは障害により取締役又は従業員の地位を喪失した場合その他取締役会が別途定めるその他正当な理由のある場合はこの限りではない。

(7) 組織再編行為時等における新株予約権の取扱い

以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ② 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
 - ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤ 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (8) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
- (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、①に定める資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (10) その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される取締役会の決議において定める。

4. 取締役に対して割り当てる新株予約権の取締役報酬に関する事項

取締役の職務執行状況その他諸般の事情に鑑み、3.(2)に定める新株予約権の数のうち4,500個を上限として当社の取締役3名(社外取締役を除く)に報酬等として付与するものとし、当該新株予約権に関する報酬等の額を30億円を上限として設けるものとする。この新株予約権に関する報酬等の額は、新株予約権の公正価額に取締役が割り当てる新株予約権の個数を乗じて算出する。

なお、当該新株予約権に関する報酬等は、第2号議案が原案どおり承認可決された場合における取締役の固定報酬額である年額4億円及び取締役の業績連動賞与額である年額10億円、第4号議案が原案どおり承認可決された場合における通常のストック・オプションに係る報酬上限額である20億円並びに平成25年3月26日開催の第11回定時株主総会において決議された株式報酬型ストック・オプションに係る報酬上限額である年額2億5千万円とは別枠とする。また、取締役に対する報酬等の配分その他具体的決定は、当社取締役会の協議によるものとする。

第 4 号議案 当社取締役及び当社従業員等に対しストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、当社の取締役に対する新株予約権の割当につきましては、取締役に対する報酬等として会社法第361条に定める事項も併せてご承認をお願いするものであります。

なお、取締役の員数は、第 1 号議案「取締役 5 名選任の件」が原案どおり承認可決されますと 5 名（うち社外取締役 2 名）となります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

本新株予約権の価値は、当社株価に連動するものであることから、本新株予約権を付与することにより、当社の中長期的な業績を当社グループ役職員の報酬に反映させ、株主と当社グループ役職員の利益とを一致させることができる。これにより、当社の取締役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、業績向上と企業価値向上への貢献意欲や、株主重視の経営意識をより一層高めるためのインセンティブを与えることができ、さらにグローバルな視点で優秀な人材を確保することを目的とするものである。取締役については、新しい取締役報酬制度の一部を構成するものとなる。

なお、本新株予約権の付与契約において、役職に応じた権利行使の条件を規定するため、中長期的な業績向上と株価上昇へのインセンティブとして機能するものである。

2. 新株予約権割当の対象者

当社の取締役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員。

3. 本総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式9,000,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割（無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、

これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、合理的な範囲で株式数を調整するものとする。

(2) 発行する新株予約権の数

9,000個を上限とする。

なお、新株予約権1個あたりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、1,000株とする。ただし、(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、付与株式数についても同様の調整を行う。

(3) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株あたり払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当を含む。）又は株式併合等を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日から10年を経過する日までの期間とする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役又は従業員が退任若しくは退職、解任若しくは解雇（ただし、懲戒解雇若しくはこれに準ずる場合を除く。）又は死亡若しくは障害により取締役又は従業員の地位を喪失した場合その他取締役会が別途定めるその他正当な理由のある場合はこの限りではない。

(7) 組織再編行為時等における新株予約権の取扱い

以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(8) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、①に定める資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (10) その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される取締役会の決議において定める。

4. 取締役に対して割り当てる新株予約権の取締役報酬に関する事項

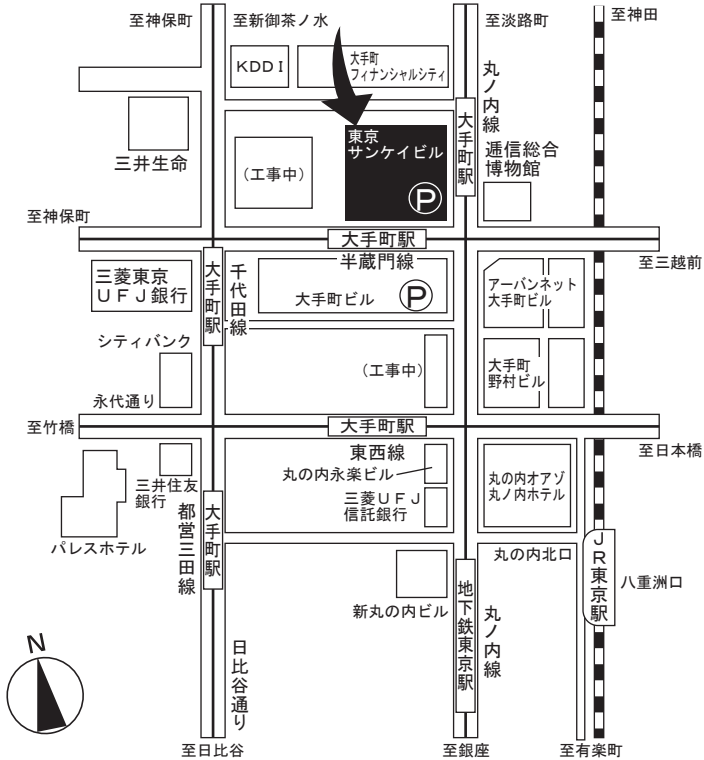
取締役の職務執行状況その他諸般の事情に鑑み、3. (2)に定める新株予約権の数のうち4,000個（うち社外取締役400個）を上限として当社の取締役5名（うち社外取締役2名）に報酬等として付与するものとし、当該新株予約権に関する報酬等の額を20億円（うち社外取締役2億円）を上限として設けるものとする。この新株予約権に関する報酬等の額は、新株予約権の公正価額に取締役に割り当てる新株予約権の個数を乗じて算出する。

なお、当該新株予約権に関する報酬等は、第2号議案が原案どおり承認可決された場合における取締役の固定報酬額である年額4億円及び取締役の業績連動賞与額である年額10億円、第3号議案が原案どおり承認可決された場合における株式報酬型ストック・オプションに係る報酬上限額である30億円並びに平成25年3月26日開催の第11回定時株主総会において決議された株式報酬型ストック・オプションに係る報酬上限額である年額2億5千万円とは別枠とする。また、取締役に対する報酬等の配分その他具体的決定は、当社取締役会の協議によるものとする。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区大手町一丁目7番2号
 東京サンケイビル内
 大手町サンケイプラザ 4階ホール
 TEL 03-3273-2258



交通 地下鉄丸の内線・半蔵門線・千代田線・東西線・都営三田線
 大手町駅 A4・E1出口直結

※駐車場の数に限りがありますので、できるだけ公共交通機関
 をご利用くださいますようお願い申し上げます。